

2025年12月25日

各 位

会社名 三菱ロジスネクスト株式会社
代表者名 代表取締役社長 間野 裕一
(コード番号 7105 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 総務部長 公受 正道
(TEL:075-951-7171)

会社名 LVJ ホールディングス 2 合同会社
代表者名 代表社員 LVJ ホールディングス合同会社
職務執行者 稲垣 伸一

LVJ ホールディングス 2 合同会社による三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する
公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

LVJ ホールディングス 2 合同会社は、2025 年 12 月 25 日、別添の「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表いたしましたので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

2025 年 12 月 25 日付「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

2025年12月25日

各 位

会 社 名 LVJ ホールディングス 2 合同会社
代表者名 代表社員 LVJ ホールディングス 合同会社
職務執行者 稲垣 伸一

三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

LVJ ホールディングス 2 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年9月30日付「三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、公開買付者による三菱ロジスネクスト株式会社（証券コード：7105、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、国内外（日本、米国、EU、エジプト、アラブ首長国連邦、クウェート、サウジアラビア及び南アフリカ）の競争法及び日本の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）を含む国内外の投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了すること等の前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）、速やかに本公開買付けを開始することを予定している旨及び2025年12月下旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しております。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応を進めており、本日現在、日本、米国、アラブ首長国連邦及びサウジアラビアにおける競争法に基づく必要な手続及び対応は完了しておりますが、EU、エジプト、クウェート及び南アフリカにおける競争法に基づく必要な手続及び対応が完了しておりません。

公開買付者といたしましては、これらの手続及び対応が完了し、又は完了することが合理的に見込まれ、本公開買付け開始のための条件が整い次第、本公開買付けを開始することを予定しております。現時点において、これらの手続及び対応は、いずれも2026年1月中に完了する見込みであり、本公開買付けを開始する時期も、2026年1月中になるものと見込んでおります。

また、公開買付者は、本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合、又は、上記の本公開買付けの開始時期の見込みに大幅な変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けに関する進捗状況を一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただきた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下、「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) は本公開買付けには適用されず、また、これらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず（又は適用されない可能性があり）、本公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参考書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいて作成された情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は主張を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手段を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の将来に関する記述は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。